省　令

○国土交通省令第六十二号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四十一条の規定に基づき、船舶法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶法施行細則の一部を改正する省令

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第三条ノ二　船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場ヘノ寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ経由シ申請書ヲ提出スヘシ但国土交通大臣ニ於テ適当ト認ムルトキハ管海官庁ヲ経由スルコトヲ要セス ②　前項ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ハ国土交通大臣ガ其ノ都度ノ申請ノ必要ナシト認ムル場合ニ於テハ一定ノ期間内ノ不開港場ヘノ寄港又ハ日本各港ノ間ニ於ケル物品若クハ旅客ノ運送ニ関シ一括シテ為スコトヲ得	**第三条ノ二**　船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ経由シ申請書ヲ提出スヘシ （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○金融庁告示第六十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～七十三　略］ ［号を削る。］ 七十四～七十八　［略］ 七十九　ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社 八十～百十　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～七十三　同上］ 七十四　伊藤忠商事株式会社 七十五～七十九　［同上］ 八十　日興グローバルラップ株式会社 八十一～百十一　［同上］

○法務省告示第九十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

横浜地方法務局所属　中村　誠

神戸地方法務局所属　田中　眞理

岐阜地方法務局所属　蔦　啓一郎

○財務省告示第百四十七号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二日

財務大臣　加藤　勝信

別表に次のように加える。

宗教法人應聲教院（静岡県菊川市中内田九百十五番地）	重要文化財として指定されている宗教法人應聲教院の応声教院山門の保存修理の費用	令和七年六月二日から令和八年六月一日まで